

被災建築物

第20号

平成30年3月28日

応急危険度判定

○Q通信

目次

○業務マニュアル改訂について	全国被災建築物応急危険度判定協議会運用部会 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課・・・・・・・・・・1
○解説コーナー 業務マニュアル改訂のポイント	全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局・・・・・・・・・・2
○訓練コーナー 平成29年度全国連絡訓練の実施について	全国被災建築物応急危険度判定協議会訓練部会 静岡県くらし・環境部 建築安全推進課・・・・・・・・・・4
○情報コーナー 宮城県被災建築物応急危険度判定 県職員派遣マニュアルについて	宮城県土木部建築宅地課 主事 杉村 正己・・・・・・・・・・6
○情報コーナー 応急危険度判定活動の建築CPD登録について	建築CPD運営会議事務局 (公財)建築技術教育普及センター普及課長 三浦洋平・・・・・・9

◎業務マニュアル改訂について

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

1 はじめに

平成28年4月、熊本県で震度7の地震が2度発生しました。この熊本地震における応急危険度判定（以下「判定」という。）では、全国の都道府県から応援判定士を派遣する大規模な判定を実現したオペレーションでした。（延べ6,819人。うち、県外からの判定士5,604人【82%】）

その一方で、災害の規模が大きく、被災自治体では判定活動に対応しきれない場面もあり、被災地での円滑な判定を実施するための様々な課題が明らかになりました。

被災建築物応急危険度判定必携の各業務マニュアルは、平成9年10月29日に制定し、以降数回の改訂を行っております。今回、全国協議会では熊本地震の経験から、将来発生するであろう地震に対しても円滑な判定活動に資することを目的として、改めて各業務マニュアルの見直しを行うことにしました。本稿では、改訂の経緯と考え方について紹介します。

2 改訂の経緯

各業務マニュアルの見直しにあたって熊本地震によって明らかになった課題を解決し、実施本部を立ち上げる市区町村が円滑に業務を行えるようにする必要がありました。

建築系の職員がいない市区町村において、判定開始の意思決定や派遣要請人数の決定に時間を要し、なかには迅速に判定実施の体制を整えることができない自治体もありました。

判定体制に係るマネジメントが機能せず、適切な判定コーディネーターの配置ができず、判定実施計画の策定や、判定結果の集計作業に時間を要してしまう、判定業務の終期を判断せず、実施期間が長期化したなどの課題がありました。

また、迅速に判定実施の体制を整えられなかった要因の一つとして、事前準備の不足が挙げられました。

これらの課題から、今回の改訂で最も重要なポイントは実施本部を立ち上げる市区町村が円滑に判定業務を行えるよう、建築系の職員がいない市区町村であっても、マニュアルを参

照すれば実施本部の立ち上げから判定実施、一連の判定活動の完了までできるような内容とすることでした。

そのため、各業務マニュアルの中でも実施本部業務マニュアルを全体の基準とし、実施本部業務マニュアルの見直し内容に合わせて、その他マニュアルの改訂作業を行うこととしました。

震前マニュアルも実施本部マニュアルを基準とし、事前に準備すべき内容をより具体的に示す必要がありました。また、

震前対策編	市区町村震前マニュアル※ 都道府県震前マニュアル※ ブロック幹事都道府県震前マニュアル※
震後対策編	実施本部業務マニュアル※ 支援本部業務マニュアル※ 広域支援本部マニュアル※ 判定士業務マニュアル 判定コーディネーター業務マニュアル※ チーム編成業務マニュアル
被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン※	

市区町村、都道府県、ブロック幹事都道府県別に作成することで、参照すべきマニュアルを明確化しました。

【表 被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成】

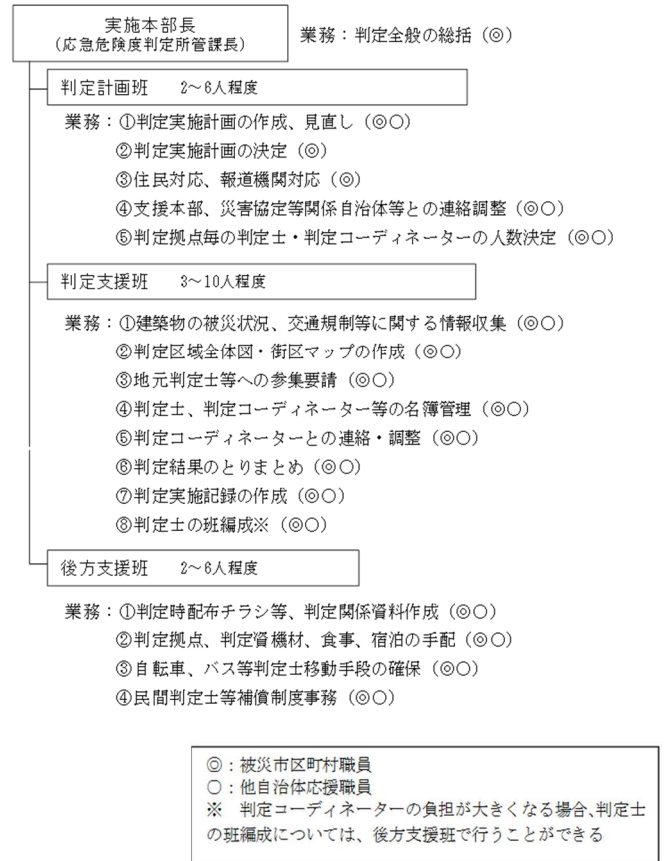
(※部分が今回改訂のマニュアル)

3 改訂の考え方

以上の課題を踏まえ、実施本部業務マニュアルの改訂にあたっては主に判定実施、実施本部立上げの基準、実施本部体制等、判定実施のための判断基準の明確化を中心に見直しを行いました。

実施本部体制例（図）では、必要人員数の目安も示し、判定士のみでなく実施本部員が不足する場合においても支援要請が可能であることを示すと同時に、必要な業務を一目で確認できるよう見直しを行いました。これにより市区町村の規模等に関わらず、迅速な判定実施を可能にしました。

実施本部業務マニュアルの改訂内容から、支援本部・広域支援本部マニュアルについては、そのサポートについて明確化し、特に実施本部と支援本部の役割・業務が混在しないよう見直しを行いました。また、各本部マニュアルの改訂内容を判定コーディネーター業務マニュアルに反映しています。



【図 実施本部体制例】

震前マニュアルにおいては、あらかじめ準備しておくべきこと、特に想定地震における被害想定をもとに、震前実施計画（判定棟数や必要判定士数の算定等）を策定し、発災時の判定実施計画策定の時間短縮を可能にする改訂としました。

判定実施主体となる市区町村ごとに策定した震前実施計画は、支援主体となる都道府県が共有し、震前支援計画を策定する内容となっています。震前から市区町村と都道府県が連携を図っておくことで、発災時の迅速な判定実施につなげることが目的です。

4 おわりに

応急危険度判定は発災後に迅速に行うことで震災直後の住民の安全を確保します。今回の各業務マニュアルの改訂をきっかけに、全国的に体制の整備を進めていくことが非常に重要です。これからも皆様のご協力をよろしくお願い致します。

業務マニュアル改訂のポイント

全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局

熊本地震時の応急危険度判定活動での教訓を踏まえて、平成 28 年度より運用部会で実施本部業務マニュアルおよび支援本部業務マニュアルを改訂し、平成 29 年度全国被災建築物応急危険度判定協議会総会で承認されました。

運用部会では、上記 2 つのマニュアルの更なる見直し及び他の業務マニュアルの改訂を行いました。これらのマニュアルのポイントを以下に記載します。

1 実施本部業務マニュアル

建築職員がいない自治体において応急危険度判定実施の判断に苦慮しないように、実施本部を設置する基準を明確にし、実施本部が円滑に業務を行えるように本部体制などについて改訂をしました。

①実施本部設置についてのルールの明確化（第 2 実施本部の設置）

予め定められた震度以上の地震により、実施本部を設置する。

②判定実施要否の判断についてのルールの明確化（第 3 判定実施要否の判断 1、2 及び 3）

震度 6 弱以上⇒判定を実施する（被害状況に応じて判定実施しないことも可）

震度 5 強以下⇒被害状況を把握、必要に応じて判断

③実施本部の体制・役割・人員数等の明示（第 3 判定実施要否の判断 4）

判定計画班、判定支援班、後方支援班

④判定の調査方法の標準化（第 4 判定実施区域、判定実施順位等の検討、決定 3）

オペレーションタイプ A を標準とする

⑤判定実施計画の策定の詳細化（第 5 判定実施計画の策定）

判定実施区域及び判定拠点、優先順位、対象となる建築物の用途規模、判定実施期間などを明確に示す。

⑥支援要請についてのルールの明確化（第 6 支援本部への支援要請）

応援判定士の派遣要請は全国協議会に対して行う。

⑦判定業務の中止についてのルールの明確化（第 1 4

判定業務の中止）

荒天等により判定業務を中止する際のルールを明確に示す。

⑧判定業務の終了についてのルールの明確化（第 1 7 実施本部業務の終了）

被害認定調査等の開始時期などを参考として適宜、判定を終了する。

2 支援本部業務マニュアル

実施本部が円滑に業務を行えるように実施本部のサポート等の改訂をしました。

①支援本部設置についてのルールの明確化（第 2 支援本部の設置）

予め定められた震度以上の地震が発生した場合、支援本部を設置する。

②実施本部のサポートについて（第 2 支援本部の設置 7）

後方支援班については、支援本部内に直接設け、当該業務を代行することができる。

実施本部と支援本部の役割・業務を明確にした。

③判定実施要否の連絡についてのルールの明確化（第 4 判定実施有無の連絡）

判定実施の有無について連絡する際のルールを明確に示す。

3 震前マニュアル

市区町村（実施本部）及び都道府県（支援本部・広域支援本部）が準備すべき基本的事項について整理して、改訂をしました。

①震前実施計画等の作成について（第 3 震前実施計画等の作成）

市町村が作成する震前実施計画の項目を明確に示す。

②震前支援計画等の作成について（第 5 震前支援計画等の作成）

都道府県が作成する震前支援計画の項目を明確に示す。

- ③震前広域支援計画等の作成（第7 震前広域支援計画等の作成）
ブロック幹事都道府県が作成する震前広域支援計画の項目を明確に示す。
- ④判定士受入体制の確立（第8 判定士受入体制の確立）
都道府県及び市区町村が、他都道府県等からの応援判定士の受け入れの準備に必要な項目を明確に示す。
- ⑤判定計画班員向け講習会実施（第11 判定計画班員の能力向上）
判定活動運営の中心的な役割を担う判定計画班員向け講習会等を実施する。

4 広域支援本部業務マニュアル

広域支援が必要となった場合にブロック協議会の下に設置する広域支援本部の業務について改訂をしました。

- ①全国支援本部の設置（第1 目的 解説及び第9 広域支援本部、応援本部及び全国支援本部の設置）
被災地以外のブロック協議会からの支援に関する調整を行うため国交省に設置する。
- ②応援判定士等の宿泊場所の確保（第2 震前対策の内容及び第4 支援体制の確立）

5 判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの役割を明確にして、改訂をしました。

- ①判定コーディネーターの業務（第2 判定コーディネーターの業務 解説）
判定コーディネーターは専任とし、行政職員又は判定業務に精通した地域の建築関係団体等に所属する判定士の中から決定する。
- ②判定業務の中止について（第11 判定業務の中止）
実施本部に対して天候状況等を報告し、判定実施可否について指示を受ける。

6 被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン

民間判定士等に係る経費負担と行政判定士等に係る経費負担を明確にして、改訂をしました。

- ①行政判定士等の判定活動に要する経費（別表）
旅費、食糧費を応援団体の負担とした。

訓練コーナー

平成29年度全国連絡訓練の実施について

1 全国連絡訓練について

全国被災建築物応急危険度判定協議会では、地震発生後の速やかな判定活動の実施に向け、全国の連絡体制を強化する目的として、平成11年度より、毎年1回（防災の日である9月1日頃）に全国連絡訓練を実施しています。

この連絡訓練は、都道府県や国土交通省、建築関係団体（日本建築防災協会・都市再生機構など）が参加し、広域支援が必要な規模の地震により、地元判定士だけでは対応できない場合に、必要な判定士等の支援要請を行い、それに対して全国から支援可能な判定士数等を回答するまでの要請・支援の手順を確認することを主な目的としております。

2 平成29年度の連絡訓練の実施

この訓練は、被災ブロックを輪番制としており、そのブロックの中で将来発生が想定される地震の中から適切なものを

静岡県くらし・環境部 建築安全推進課
選んで、訓練での想定地震として採用することとしています。

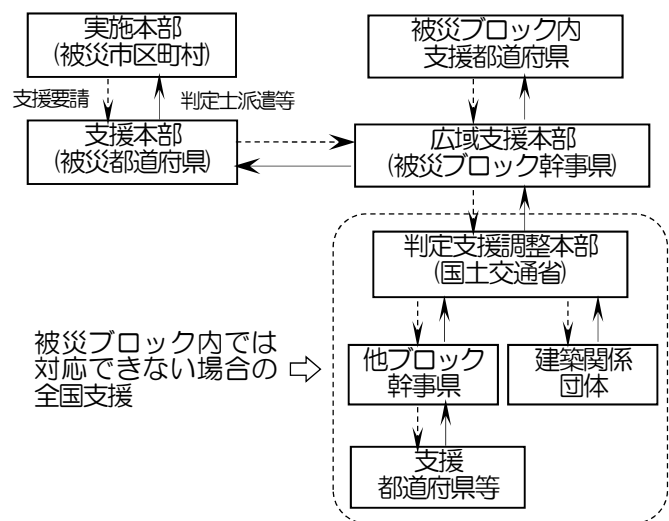


図1 全国連絡体制（概要）

表1 連絡訓練における被災ブロック（輪番表）

訓練実施年度	被災ブロック
H27	北海道・東北ブロック
H28	10都県（関東）ブロック
H29	中部圏ブロック
H30	近畿ブロック
H31	中国・四国ブロック
H32	九州ブロック

※平成26年度の訓練WGにて輪番を決定

平成29年度の訓練（中部圏ブロックが被災ブロック）では、加賀・砺波平野地震（M=7.0）を想定地震とし、石川県・富山県の2県を被災県として、8月30日（水）に連絡訓練を実施しました。

地震による被害棟数は、被災2県において各自で作成している地震被害想定データを活用し、大破（全壊）及び中破（半壊）が想定される建築物数をもって判定対象建築物数とし、それを地震発生の翌日から9日間で判定（1チームあたり15棟/日を判定）するものとして、1日あたりに必要な判定士数を算出しました。

また、被災2県の直近の登録判定士数に対して3%の判定士が活動可能と仮定し、地元だけでは不足する判定士数を、広域支援要請することとしました。

表2 平成29年度連絡訓練における被害想定等

被災2県	石川県	富山県
現況建築物数	約57万棟	約80万棟
判定対象建築物数	約5万棟	約3万棟
1日あたりの必要判定士数(人/日)	791	439
登録判定士数(人)	1280	1002
地元活動可能数(人)	38	30
広域支援要請数(人)	753	409

※1日あたりの必要判定士数=判定対象建築物数÷9日間÷15棟/日×2人

※登録判定士数は平成29年3月末時点の登録数

※地元の活動可能な判定士数=登録判定士数×3%

※広域支援要請として、被災2県はまず中部圏ブロックのH29幹事県の愛知県に要請

なお、支援要請等を行う時の連絡手段は、まずは衛星回線等を用いた電話により口頭で要請内容等を伝達し、その後、Eメールにより支援要請書等を送信して、相互に連絡を取り合いました。被災ブロック幹事県、他のブロック及び関係団

体への連絡窓口は国土交通省（建築指導課）が担当しました。

今回訓練では試験的に、建築防災協会がHPに要請状況等を逐次アップデートし、情報共有を行うなど、新しい取り組みも行いました。訓練全体としては、概ねシナリオどおりの訓練ができました。



【写真：連絡訓練の様子】

3 訓練に関するアンケート結果

訓練後に実施したアンケート調査（協議会会員を対象）の結果では、主に以下の御意見がありました。

- ①有意義であり、滞りなく実施できた
- ②支援要請書・回答書の様式と記入方法が分かりづらい（集計シート等があると良い）
- ③派遣可能人数の照会から回答までの時間が短い
- ④訓練はスムーズに進行したが、シナリオに頼りきってしまっていた
- ⑤判定コーディネーターに関する訓練（研修）を実施してほしい

上記の意見のうち、②については、熊本地震における判定活動においても同様の御意見があったことから、現在、訓練部会において、支援要請書・回答書の様式見直し作業を実施しているところです。また、⑤については、実施方法について調整、検討を行っているところです。

4 問題は山積み

皆様の御参加・御協力により、連絡訓練は無事に実施することができましたが、今回の訓練は、あくまで訓練部会等の入念な事前準備の上で実施したものです。実際の大地震は明日起こるかもしれません、地震が起きた場合には、今回の訓練のように速やかに全員参集できるとは限りません。

迅速な対応が求められる応急危険度判定業務においては、参集した者が、マニュアルや訓練シナリオ等をもとに、初見で対応せざるを得ないといったことが容易に想定され、訓練

を経験していない者であっても、滞りなく業務を遂行できるよう意識的に取り組んでいくことが必要です。

また、今回の訓練では被災県を2県と限定し実施しましたが、南海トラフ巨大地震等により広域で被災した場合、人的支援が得られず、応急危険度判定士が圧倒的に不足することが想定されます。

判定対象建築物の全てを判定できない場合、限られた判定士で、どの建物を優先的に判定するべきか、また、どのように判定対象を絞り込んでいくのか等、今後、取り組んでいかなければならない問題は山積しております。

5 まとめ

昨年度は、4月に熊本地震（M=7.3、最大震度7）、10月

には鳥取県中部地震（M=6.6、最大震度6弱）が発生し、応急危険度判定が実施され、被災県外からの広域支援が行われました。

被災地で判定業務に従事した経験のある担当者も数年後には、人事異動等により判定経験の無い担当者と入れ替わっていくことが予想されます。体験したこと、経験したことを少しでも多く、組織内部で共有し、後任へ確実に引き継いでいくということを意識して業務にあたることが重要となります。

今後も連絡訓練を実施し、さまざまな課題をひとつずつ改善していくことが、応急危険度判定における広域支援体制の強化につながると考えております。

今後とも訓練への御参加・御協力をお願いいたします。

情報コーナー

宮城県被災建築物応急危険度判定 県職員派遣マニュアルについて

宮城県土木部建築宅地課 主事 杉村 正己

1 宮城県職員派遣マニュアルについて

本県は、平成28年度に職員判定士の県外派遣を2度実施（4月熊本地震、10月鳥取県中部地震）しており、その経験を踏まえて、「宮城県被災建築物応急危険度判定 県職員派遣マニュアル」を作成しましたので、マニュアル作成の経緯や内容等を紹介します。

2 宮城県における応急危険度判定について

（1）宮城県内の判定実績

本県は、過去の判定実績が比較的多く【表1】、被災市町村に県職員を派遣し、県と市町村の共同体制で判定を実施してきました。この体制は、被害地域が限定された災害では機能していましたが、東日本大震災では、県内広域で甚大な被害が発生したこと等により、機能しませんでした。

（2）東日本大震災の課題

東日本大震災では、停電や携帯電話基地局の被災等により、電話やメールが通じなくなり、さらに行政無線も不通となったことで、県と市町村の連絡がとれなくなりました。

また、公共交通機関の停止や、道路被害による通行止め、ガソリン不足の発生等により、地域外から被災地への支援実施が物理的にも難しい状況になりました。県の支援が受けら

れなかった市町村では、速やかな判定開始ができず、判定の完了が大きく遅れる等、多くの課題が残りました。

本県では、東日本大震災を教訓に、県が市町村を支援できない状況となった場合でも、各市町村が速やかに判定を開始できる体制が必要と考え、「地域主動型応急危険度判定体制」を整備することとしました。被災市町村は地域の建築団体の協力で速やかに判定を開始し、ライフラインが復旧し次第、県が支援を開始することを想定しています。

また、県の支援業務については「県職員マニュアル（案）」を作成し、支援体制の検討を進めることとしました。

【表1】宮城県の応急危険度判定実績

地震名	地震発生年月日	実施市町村判定棟数
①宮城県北部地震	H8年8月11日	1町 169棟
②宮城県北部連続地震	H15年7月26日	5町 7,245棟
③岩手・宮城内陸地震	H20年6月14日	2市町 2,978棟
④東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	H23年3月11日	30市町 50,721棟

3 熊本地震における判定士派遣について

(1) 宮城県職員の派遣

平成28年4月に熊本地震が発生し、日本全国から応援判定士が熊本県に派遣され、本県からは、県職員20人と仙台市職員6人を派遣しました。

職員の県外派遣は、平成19年の新潟県以降実績が無く、またブロック外は初めてだったため、手探り状態での準備となりましたが、事前に作成していた「県職員マニュアル(案)」が指針となり、役に立ちました。

また、本県は幹事県として北海道・東北ブロックの取りまとめも行いましたが、新年度の担当者変更で連絡が付かなかったり、全国知事会による判定士派遣の動きで情報が錯綜する等、混乱が生じましたが、ブロックへの支援要請内容には、概ね応えることができました。

(2) 職員派遣における課題

本県では、東日本大震災以降、県内の判定体制整備を進めてきましたが、県外派遣については、マニュアル(案)は役に立ったものの、準備不足であることが明らかになりました。

全国広域支援は、要請から派遣までの期間が短く、準備期間はほとんど取れません。また、被災地の状況に応じて要請内容の変更も考えられ、事前に準備していなければ、対応は難しいと感じました。

なお、熊本地震はゴールデンウィークと重なったことで、航空券等の空きが少ない状況でしたが、目的地等の情報提供が出発直前まで遅れたことで、移動手段の確保にも苦労しました。遠方ブロックから支援を行う場合は、航空券等の手配もあるため、より早い情報提供が必要です。

4 県職員派遣マニュアルの作成

熊本地震の経験から、派遣関係者が判定や派遣概要を把握でき、準備できるマニュアルが必要と判断し、役に立ったことと不足していたことを整理し、県外派遣業務に特化した「県職員派遣マニュアル」として整備することとしました。

(1) マニュアル(案)で役に立ったこと

① 派遣者の選定について

マニュアル(案)では、予め1次隊10人、2次隊10人の計20人を選定し、「派遣候補者名簿」【表2】を作成していました。名簿作成時に全建築職員の判定士登録状況を確認し、派遣者が特定の部署に偏らないよう調整しており、変更調整による人選もスムーズに行うことができました。

【表2】派遣候補者名簿

【○：隊長、◇：副隊長、△：会計担当】

派遣隊	氏名	登録番号	判定経験	性別	所属	職名	携帯電話(個人)	電話番号(勤務先)
1次隊	◇ ●●●●	1420354	○	男	監理課	企画調査班	技術補佐(班長)	022-211-3264
	●●●●	1610014	×	男	仙台土木事務所	建築第1班	技師	022-297-4347
	●●●●	1620005	○	男	住宅課	復興住宅支援班	技術補佐(班長)	022-211-3255
	●●●●	1610019	×	男	東部土木事務所	建築第2班	技師	0225-94-8691
	●●●●	1320258	○	男	監理課	建築第2班	主任主査	022-211-3266
	●●●●	1610009	×	男	仙台土木事務所	建築第2班	技師	022-297-4348
	●●●●	1240008	○	男	住宅課	建築主査	技術主査	022-211-3256
	△ ●●●●	1610008	×	男	建築宅地課	建築指導班	技師	022-211-3243
	●●●●	1620022	○	男	建築宅地課	震災防災班	技術主査	022-211-3244
	●●●●	1610013	×	男	監理課	施設保全班	技師	022-211-3270
2次隊	◇ ●●●●	1320086	×	男	監理課	整備第2班	技術補佐(班長)	022-211-3266
	●●●●	1610020	×	男	気仙沼土木事務所	建築班	技師	0226-24-2538
	○ ●●●●	1420355	○	男	仙台土木事務所	建築第1班	技術主幹(班長)	022-297-4347
	●●●●	1610015	×	女	仙台土木事務所	建築第2班	技師	022-297-4348
	●●●●	1610010	○	男	住宅課	住宅整備班	主任主査	022-211-3254
	△ ●●●●	1610021	○	男	建築宅地課	企画調査班	技師	022-211-3245
	●●●●	1310005	○	男	建築宅地課	建築指導班	技師	022-211-3243
	●●●●	1610023	×	男	監理課	建築第1班	技師	022-211-3265
	●●●●	1620032	○	男	東部土木事務所	建築班	技術主査	0225-94-8691
	●●●●	1210083	×	女	住宅課	企画調査班	技師	022-211-3256

② 派遣概要の把握について

マニュアル(案)には、基本的な判定士の活動日程【表3】も記載していました。派遣判定士が派遣概要を把握するのに役立ち、また県内部の派遣概要の説明にも活用できました。

【表3】判定士の活動日程

宮城県判定士派遣活動期間(8日間)

派遣隊	1次隊活動期間(5日間)					2次隊活動期間(5日間)				
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
1次隊(10人)	移動 +打合せ	判定実施	判定実施	判定実施	移動 (帰県)					
2次隊(10人)						移動 +打合せ	判定実施	判定実施	判定実施	移動 (帰県)

(引継ぎ)

(2) マニュアル(案)に不足していたこと

「派遣判定士は何を準備すべきか」「誰が誰に連絡をするのか」等、整理されていないことも多くありました。また、判定担当課以外の関係者には、基本的な判定制度や派遣概要の説明も必要となり、時間のロスが生じました。

このことから、マニュアルには「判定の概要説明」「連絡体制図」「派遣フロー」「判定資機材一覧」「県の登録要綱・実施要綱」等について追加記載することとしました。【表4】

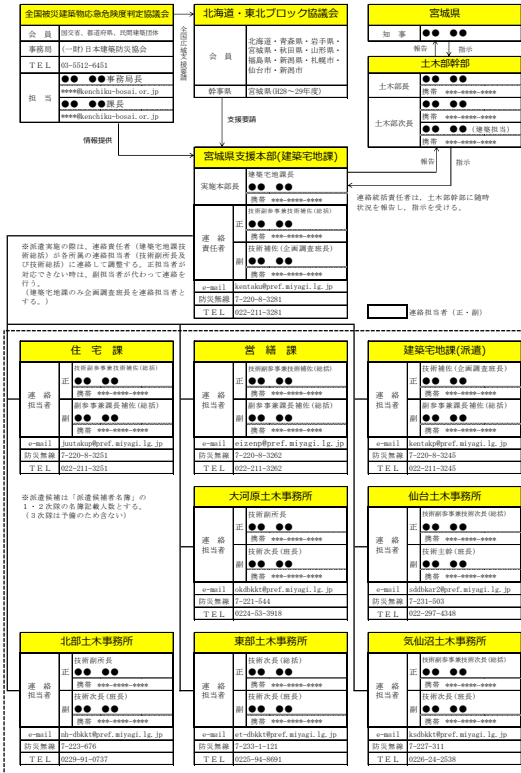
【表4】県職員派遣マニュアルの概要

項目	内容
① 応急危険度判定について	判定概要、全国支援体制図等
② 宮城県職員判定士の県外派遣に関する連絡体制図	派遣判定士所属部署への連絡体制
③ 宮城県職員判定士の県外派遣フロー	各関係者の業務を時系列でまとめる
④ 他都道府県への宮城県職員判定士の派遣計画	判定士派遣の概要
⑤ 宮城県職員判定士派遣候補者名簿	1次隊10人、2次隊10人を選定
⑥ 標準判定資機材一覧表(宮城県職員版)	判定士の持参品を確認
⑦ 宮城県応急危険度判定実施要綱	参考資料として
⑧ 宮城県応急危険度判定登録要綱	参考資料として
⑨ 宮城県応急危険度判定登録要綱に係る事務処理要領	参考資料として

① 連絡体制図

「連絡体制図」【図1】は、休日の災害発生でも連絡体制

が機能するように、支援本部には連絡責任者、各所属には連絡担当者を、正副2名体制で置くこととしました。派遣が実施される場合は、各所属の連絡担当者が判定士に連絡し、連絡責任者が全体をとりまとめます。



【図1】 県外派遣に関する連絡体制図

② 県外派遣フロー

地震発生から派遣実施までの一連の流れを、関係者(支援本部、判定士の所属部署、判定士)別に時系列で整理した「県外派遣フロー」【図2】を作成し、各派遣関係者が全体の流れを把握して、事前に準備できるようにしました。

4 鳥取県中部地震における判定士派遣について

(1) 宮城県職員の派遣

平成28年10月に鳥取県中部地震が発生し、中・四国ブロックによる支援が実施されました。他ブロックへの支援要請はありませんでしたが、本県独自支援として、県職員判定士10名を鳥取県に派遣しました。

本県は、東日本大震災からの復興支援として、鳥取県を含む全国から支援をいただいております。これまでの支援への恩返しとして、宮城県知事から判定士派遣を申し入れ、実施されることとなりました。

(2) 県職員派遣マニュアルの活用

鳥取県中部地震の時点では、修正版マニュアルがほぼ完成しており、新たに整備した連絡体制も機能し、特に大きな混乱もなく、スムーズに派遣を実施することができました。

熊本地震から約半年後で、前回の記憶も残っていたため、本県の判定士派遣体制が大きく改善されたことが実感できました。

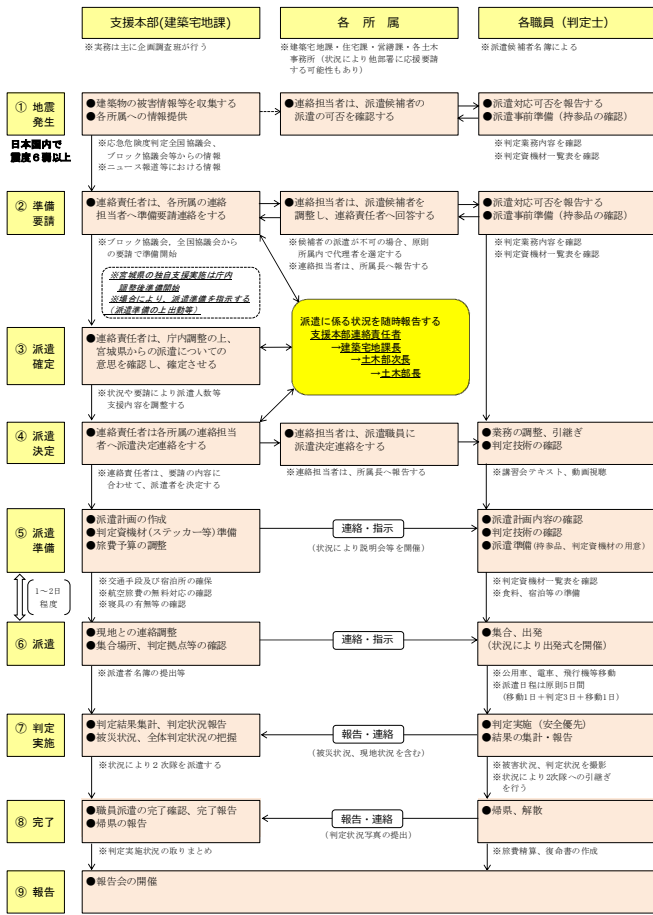
なお、宿泊施設や現地移動のレンタカー等については、災害取材マスコミ等によって、空きがほとんど無い状態でした。最終的には、被災休業中の宿に事情を説明して、泊めていただくことができましたが、判定士派遣における宿泊施設や現地移動手段の確保は、今後の検討課題と考えます。

(3) 新たな取り組み (SNS の活用)

鳥取地震では、本県独自の新たな取り組みとして、判定活動中の連絡手段に「SNS(グループLINE)」を活用しました。

全判定士(5チーム)がリアルタイムで情報共有することで、不足資機材の融通や、進捗遅れのチームへの応援等が臨機応変に行われ、また、宮城県庁もそのグループに加わることで、リアルタイムで現地状況が把握でき、必要な業務連絡もスムーズに行うことができました。【図3】

行政職員を派遣して、グループで行動する場合は、SNS(グループLINE)が非常に有効な連絡ツールとなるため、本県では、今後も活用することを検討しています。



【図2】 宮城県職員判定士の県外派遣フロー



【図3】グループLINE を活用した連絡事例

5 県職員派遣マニュアルの完成

平成29年1月に県職員派遣マニュアルが完成しました。
 なお、さらに多くの判定士派遣が必要となる場合は、市町村や民間建築団体からの派遣が不可欠となることから、現在、県の地震対策推進協議会において、市町村及び建築団体からの派遣対応についても検討しています。

民間判定士の派遣は、経費負担の問題が大きく、熊本地震で実施された国による「民間判定士の費用支援」の有無により、派遣可能人数が大きく左右される状況にあります。

本県の県職員派遣マニュアルの有効性は、鳥取県中部地震で確認できましたが、今後も随時内容を見直し、より実効性が高いものに更新していく必要があると考えています。当マニュアルが各自治体や建築団体等における参考資料として、役に立つことがあれば幸いです。

情報コーナー

応急危険度判定活動の建築 CPD 登録について

建築 CPD 運営会議事務局

(公財) 建築技術教育普及センター 普及課長 三浦洋平

1 被災建築物応急危険度判定活動の建築 CPD 登録について

平成28年度11月21日より建築 CPD 情報提供制度の対象となる CPD 実績として、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を登録することができるようになりました。

被災建築物応急危険度判定活動での CPD 実績については、他の認定プログラムと同様に建築 CPD 実績証明書で証明されます。

建築 CPD 情報提供制度に参加されている方は、被災建築物応急危険度判定活動を行われた場合には是非 CPD 登録の申請を行ってください。

2 被災建築物応急危険度判定活動の建築 CPD 登録方法と注意点

被災建築物応急危険度判定活動については、活動されたご本人の申請により CPD 実績として登録することができます。

通常、建築 CPD の実績は講習会等の出席者名簿により登録されますが、被災建築物応急危険度判定活動についてのみ、ご本人の申請が必要となりますのでご注意ください。

また、被災建築物応急危険度判定活動の建築 CPD 実績については、以下の点についても他の CPD 実績と取扱いが異

なりますのでご注意ください。

○被災建築物応急危険度判定活動の建築 CPD 登録の注意点

- ・ 実際の活動時間にかかわらず、活動日1日あたり7時間の実績として登録されます。
- ・ 申請には被災建築物応急危険度判定活動を行った事を証明できる第三者による署名が必要です。
- ・ 申請の期限は、活動した日の翌年度末までです。

具体的な申請方法の詳細については、建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp>)をご参照ください。

3 応急危険度判定訓練等の建築 CPD 登録

平時に地方自治体等が行う応急危険度判定の訓練については、参加者本人の申請で CPD 実績として登録することはできません。

訓練の実施主体である地方自治体等が事前に建築 CPD 認定プログラムの申請を行う必要があります。

建築 CPD 認定プログラムとなっていない訓練については、CPD 実績となりませんので、参加する訓練が CPD 実績とな

るかどうかについては、訓練を受ける前に実施主体に確認するか、建築 CPD 認定プログラム一覧(<https://jaeic-cpd.jp>)でご確認ください。

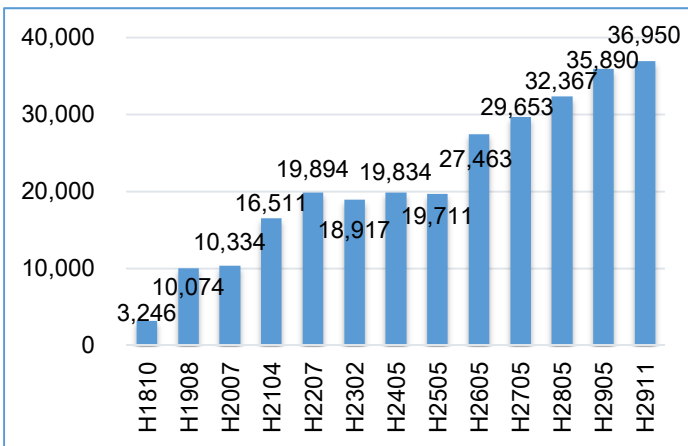
4 建築 CPD 情報提供制度の概要と活用状況

建築 CPD 情報提供制度は、建築士、建築設備士等の有資格者の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築 CPD 情報提供制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその記録を証明する制度です。

この制度に参加するには、建築 CPD 運営会議事務局である(公財)建築技術教育普及センター (<http://www.jaeic.or.jp>)に参加申込をする他、建築士会 CPD、JIA CPD、建築設備士関係団体 CPD 協議会、建築施工管理 CPD を通じて参加することもできます。

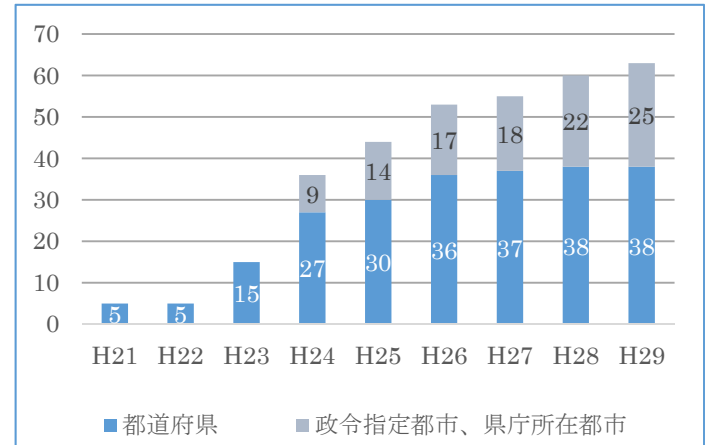
建築 CPD 情報提供制度の参加者は平成 29 年 11 月時点で 36,950 人、年間 2 万を超える講習会等が認定プログラムとなっています。

○制度参加者



また、建築 CPD 情報提供制度による建築 CPD 実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の受注者選定及び 38 都道府県及び 25 主要市における設計・工事監理業務の発注、工事の発注等に際して活用されており、年々拡大しています。

○都道府県及び主要市における建築 CPD 実績証明書の活用状況



5 おわりに

被災建築物応急危険度判定活動を建築 CPD 実績として登録可能とするにあたっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会事務局である(一財)日本建築防災協会に、応急危険度判定活動の現状や実態等の情報を頂く他、様々な面で多大なご協力をいただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

そして、被災現場の過酷な環境で活動される応急危険度判定士の皆様に感謝の意を表しまして、本稿を終わりにさせていただきます。

問い合わせ先 : 山形県県土整備部建築住宅課 建築安全推進担当

TEL 023-630-2640 FAX 023-630-2639

発行/全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/> ※OQ 通信のバックナンバーは協議会 HP から閲覧できます。